

## VI-1 共生社会の実現に向けた農福連携の推進

提出先 厚生労働省、農林水産省

### 【提案項目】

共生社会の実現に向けて、農福連携を、農業分野における障がい者の活躍の場としての取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等も含めた身近な地域の多様な人々が参画し、「ともに生きる」ことを体感する機会として推進するため、次の措置を講じること。

- 1 多様な人々を対象とした包括的な補助制度の構築  
障がい者や高齢者など参加者の属性に由らず、共生社会の実現に向けた農福連携の活動に対する柔軟な制度運用や包括的な補助制度の構築を行うこと。
- 2 都市部の小規模農家でも活用可能な環境整備に係る支援  
仮設トイレの設置など、最低限必要な環境整備に係る費用について、小規模農家でも利用しやすい支援策を講じること

### 【提案理由等】

- 1 現状、障がい者の工賃向上や、高齢者の社会参加・介護予防など、農福連携にも活用可能な補助制度等はあるが、それぞれ所管部署や、補助の目的・対象も異なるため、調整に過大な困難が生じている。

よって、共生社会の実現に向けた農福連携の活動に対する柔軟な制度運用や包括的な補助制度の構築を行う必要がある。

名称	対象	実施主体	主たる目的
工賃向上計画支援等事業	障がい者	都道府県	障害福祉サービス事業所等を利用する障がい者の工賃向上
農福連携プラス推進モデル事業	障がい者	都道府県	障害者就労支援施設立ち上げ支援とモデルづくり
マッチング支援担当者設置のモデル事業	生活困窮者	福祉事務所設置自治体	生活困窮者の就労に向けた準備
地域支援事業交付金	高齢者等	市区町村	要介護状態等の予防高齢者を地域で支える体制の構築
高齢者の生きがい活動促進事業	高齢者	市区町村	高齢者の社会参加・役割創出

- 2 本県の農業は、農家一戸あたりの耕地面積が0.86haと全国平均の3.0haと比べて規模が小さく、家族を中心とした個人経営が多く、農業の担い手不足や高齢化が進んでいる。

そうした中で福祉との協働へ期待を持つ農業者も徐々に増えているが、現状、農林水産省の農山漁村振興交付金には個人に対する直接の助成はない。

仮設トイレの設置など、最低限必要な環境整備に係る費用について、小規模農家でも利用しやすい支援策を講じる必要がある。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## VI-2 外国籍県民の人権を尊重する施策の推進

提出先 内閣官房、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

### **【提案項目】**

県内の外国籍県民が増加し、定住化が進む中で、外国籍県民の地域参加の促進及び暮らしやすい環境づくりを図り、外国籍県民とともに生きる地域社会づくりを進めるため、次の措置を講じること。

- 1 地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討  
外国籍県民に対して法的に地域参加の道が閉ざされている制度について、改善の検討を行うこと。
- 2 情報提供・相談体制の充実  
情報提供や相談を多言語で行う窓口への支援を更に充実させるとともに、交付金による財政支援は継続・拡充すること。
- 3 医療通訳制度等の充実  
異なる言語や文化を持つ外国人患者の支援のため、医療通訳制度の更なる充実を図るとともに、先行する地方自治体等の制度との融合を図ること。
- 4 地域日本語教育の総合的な体制づくりに係る支援等の継続・改善  
地方自治体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化していくための財政支援を継続・拡充するとともに、市町村等も含めて、通年での事業実施期間を確保できるよう必要な措置を講じること。
- 5 外国人学校の設置者に対する特定公益増進法人の認定等  
外国人学校への寄附について税制上の優遇を図るため、その設置者を特定公益増進法人として認めること。また、指定寄附金についても指定の対象とすること。
- 6 医療費負担能力に欠ける外国籍県民の救済  
健康保険未加入者の医療費不払いは、医療機関の経営を圧迫し、医療提供体制にも影響を与えていることを踏まえ、医療費負担能力に欠ける外国籍県民救済のため、新たな制度を創設すること。
- 7 老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置  
在日外国人に係る老齢基礎年金、障害基礎年金等の未受給者に対する救済措置を講じること。

## 【提案理由等】

本県に在住する外国籍県民は、令和7年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数で28万4,889人であり、県民約32人に1人の割合となっている。こうした人々は納税をはじめ、日本人と同様の義務を果たしているにもかかわらず、権利の保障が十分ではない。このため、本県では平成10年11月に外国籍県民の声を県政に反映させる仕組みとして「外国籍県民かながわ会議」を設置し、取組を進めている。

国は、外国人労働者の受入拡大への対策として、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定したが、地方自治体にとって使いやすい制度とはなっておらず、国全体を通じた諸制度の改革を伴わなければ、外国籍県民とともに生きる社会を実現していくことは難しい状況にある。グローバル化が急速に進展する中で、制度の抜本的な改善及び創設が必要である。

また、外国人受入環境整備交付金等について、地方自治体の補助申請予定額が国の事業予算を上回ったことを受け減額調整されていることから、地方自治体の取組に支障が生じているため、外国籍県民が増え続ける状況を踏まえ、国としても十分な予算を確保するとともに、より一層の財政措置の充実が必要である。

## VI-3 中国残留邦人等に対する支援給付事業に係る財政負担の見直し

提出先 厚生労働省

### **【提案項目】**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律に基づく、中国残留邦人等に対する支援給付事業は、現在国が実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、地方自治体の負担を求めることなく、国の責任において実施すること。

### **【提案理由等】**

中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、平成20年4月から支援給付事業が開始され、地方自治体には生活保護法の例による財政負担が生じることとなった。

本制度は、中国残留邦人等の地域社会における自立の促進及び生活の安定を図るために実施するものとされているが、中国残留邦人等に対する支援については、現在国が実施している旧軍人等に対する給付事業と同様、戦争被害に対する補償として、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体に財政負担を求めるべきではない。

## **VI-4 国内民間慰霊碑等事業費補助金の充実**

**提出先 厚生労働省**

### **【提案項目】**

国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、移設、補修、埋設等に要する費用に限らず、「代替物設置」及び「劣化等調査」に係る費用についても対象に加え、補助対象経費を拡充すること。

### **【提案理由等】**

民間慰霊碑の維持管理は、建立者自身が行うことが基本だが、高齢者であったり、不明になるなど管理が困難なものや、慰霊碑の劣化による倒壊などのおそれがあるものも多く、安全確保が課題である。

こうした慰霊碑の修繕や移設に関しては、地方自治体が建立者に代わって実施主体となる場合、当該補助金を活用することが可能であるが、多額の費用が必要となるにもかかわらず、当該補助金を活用しても補助上限額が少額であることや、劣化等調査費用は補助対象に含まれないことなど課題が多く、活用事例が少ない。

令和7年4月1日の国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱の改正により、補助基準額「1,000,000円/基」について、「2,000,000円/基」に増額されたところではあるが、「代替物設置」や「劣化等調査」に係る費用については、依然、補助対象に含まれていない。

国において実施した先の大戦により亡くなられた戦没者等を慰霊するものであり、その責任の所在は国にあると考えられることから、民間慰霊碑の実態に応じた補助制度となるよう補助対象経費の拡充が必要である。

## VI-5 男女共同参画社会実現のための施策の推進

提出先 内閣府、文部科学省

### 【提案項目】

男女共同参画社会の実現に向けて、全国共通の課題として特に推進していくべき次の施策について、措置を講じること。

#### 1 ライフキャリア教育の推進

社会に出る前の若者に対し、ジェンダー平等意識を醸成し、男女とも固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、生涯にわたりどのような働き方、生き方をしたいのかを主体的に考えることができるよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育を促進すること。

#### 2 ジェンダー統計の推進

男女の意識による偏り、格差や差別の現状と要因・影響を客観的に把握するジェンダー統計の推進のため、性別情報の取扱いに関するガイドラインを策定し、全国調査を行う際はこれに基づき実施すること。

### 【提案理由等】

2025年6月に世界経済フォーラムが公表したジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）で、日本は148か国中118位であり、社会全体の男女の地位の平等感も高まっていない。男女共同参画社会を実現するためには、若い頃から固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施が必要である。また、これらの取組を進めるために、男女の置かれている状況を客観的に把握・分析することが重要である。

- 1 本県では、中学生・高校生・大学生を対象とした男女共同参画の視点によるライフキャリア教育の実施を支援している。こうした教育を受ける機会は、すべての若者に与えられるべきであり、教育関係者の意識醸成や、学校が授業等でライフキャリア教育に取り組むための支援を、国全体で展開する必要がある。
- 2 ジェンダー平等社会を目指して男女間の格差を解消していくためには、女性と男性の置かれている状況の違い等を把握して施策や事業の検討を行うことが欠かせない。各都道府県で実施している各種統計は、国の調査の一環であるものや、国への報告様式に基づき実施しているものも多いため、ジェンダー統計の推進に当たっては、国が、性差別防止や性的マイノリティへの配慮の観点から性別調査を廃止する動きがあることも踏まえ、性別情報の取扱いに関する考え方を整理することが不可欠である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## VI-6 困難な問題を抱える女性等支援の総合的な推進

提出先 内閣府、厚生労働省

### 【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者、人身取引対策行動計画に記されている人身取引被害者をはじめ、困難な問題を抱える女性等の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設職員職種別配置基準の見直し  
入所者への支援を24時間365日行うためには、職員職種別配置基準が定める支援員2名の配置では足りないため、同基準を、現場実態を踏まえて見直すこと。
- 2 同伴児童への支援強化  
同伴児童に対し、学習支援や心理的ケア等を十分に行えるよう、補助単価等の見直しを行うこと。
- 3 暴力の未然防止と加害者対策  
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者対応の具体化、さらには近年増加が見られる男性被害者についても、円滑な支援が図られるよう、支援体制の枠組みの構築を図ること。

### 【提案理由等】

- 1 女性相談支援センター一時保護所、女性自立支援施設共に支援員の24時間365日対応が必要な施設であるが、職員職種別配置基準の定める2名では、ローテーションを組むことができない。令和6年4月に施行された「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（省令）」において女性自立支援施設の職員配置の基準が規定されたが、入所者の保護及び自立支援を適切に行うためには支援員2名では不十分である。そのため、職員職種別配置基準を、現場実態を踏まえて見直し、最低基準を底上げする必要がある。
- 2 一時保護施設における同伴児童対応は、心理的ケア等の面で十分なされていない状況にある。現行の補助単価では、専門職員が確保できない状況であり、短期間であっても、子どもたちが安心して生活ができるよう、支援体制の整備につなげるため、補助単価等を見直す必要がある。
- 3 DVを防止し、被害者の安全を確実なものとするためには、暴力の防止の啓発や、加害者への対応が重要であり、本県では、平成26年度に窓口を設置し、加害男性からの相談にも対応しているが、加害者プログラムについては実施できていない。国においては、令和5年度に「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」をまとめたが、引き続き加害者プログラムの有効性を検証し、加害者へプログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。また、現状では、男性DV被害者の保護が可能な一時保護施設の確保が困難である等、女性相談支援センターの枠組みでは男性被害者の円滑な支援は困難な状況であり、男性被害者に対する支援体制の構築を図ることが必要である。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局共生推進本部室)

## VI-7 NPO法人の自立的活動を支える環境整備の充実

提出先 総務省

### 【提案項目】

NPO法人の自立的活動の基盤強化に向けて、認定NPO法人や指定NPO法人数の拡大を図るため、次の措置を講じること。

○ 条例による指定方法の見直し

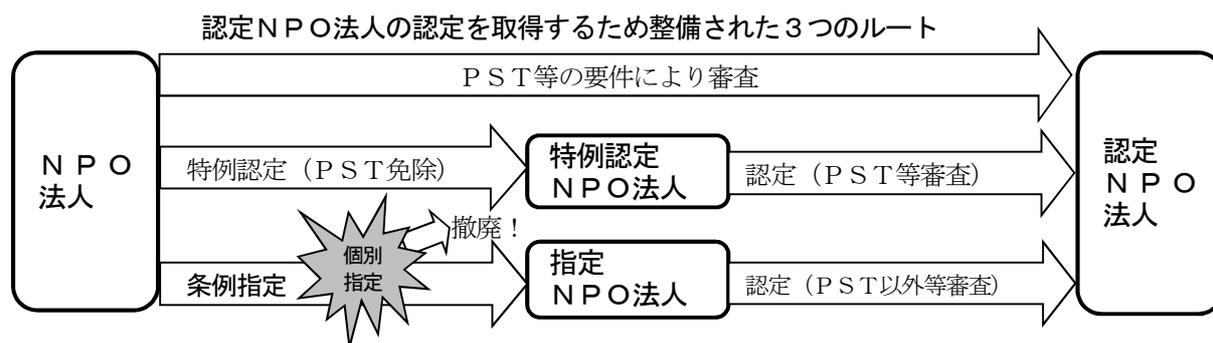
「住民税控除対象となるNPO法人への寄附金」に係る条例による指定方法（条例に法人の名称及び所在地を明記）については、公示による指定も可能とするなど、地域主権の観点から、地方の判断に委ねるよう見直しを行うこと。

### 【提案理由等】

平成23年6月の特定非営利活動促進法改正により、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除の対象となった。

本県では、都道府県では初めてとなる、控除対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を指定するための基準・手続等を定める条例を平成23年12月に制定、平成24年7月には対象となるNPO法人を指定する条例を制定し、令和6年度末現在で64法人を指定している。

しかしながら、条例に法人の名称及び所在地を明記する必要があるため、指定の都度条例改正が必要であり、指定の時期が限定されるなど速やかな指定という面で課題がある。



## **VI-8 史跡等の保存整備に係る補助制度の拡充**

**提出先 文化庁**

### **【提案項目】**

史跡、名勝、天然記念物等（以下「史跡等」という。）の保護に当たり、整備、管理等の促進を図るため、市町村による県有地の買上げについても補助対象とすること。

### **【提案理由等】**

史跡指定された県有地に本県の施設が設置されていた場合、市町村による史跡等の円滑な整備等を行うため、市町村による当該県有地の買上げ及び県施設の移転等が検討されるが、史跡等購入費国庫補助要項では、市町村による県有地の買上げは補助対象事業とはなっていない。

この結果、当該史跡等の整備等に関しては、県施設の移転や市町村による県有地の買上げなど、本県又は市町村に財政的負担が生じることとなり、史跡等の計画的・円滑な整備等に支障が生じる懸念もある。

文化財保護法が改正され、令和元年度より市町村による文化財の総合的な保存・活用の仕組みが導入されたことから、こうした取組を効率的に進めるためにも、速やかに県有地を市町村有地とし、市町村が自らの管理地として整備等を行える環境を築くことが大切であり、例えば「文化財保存活用地域計画」に記載された土地については市町村による県有地の買上げを補助対象事業とするなど、補助制度の拡充が必要である。

## **VI-9 文化財の防火対策に係る補助制度の拡充**

**提出先 文化庁**

### **【提案項目】**

文化財の防火対策は、急務であるが、一方で経費が著しく高額になる場合も多く、より重点的な支援を必要とすることから、国庫補助事業の補助率の引上げを図ること。

### **【提案理由等】**

現在、国では令和元年に策定した「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」に基づき、ハード・ソフトの両面から、防火対策の取組を進めているところである。

本県においても令和元年、国指定重要文化財「宝城坊本堂」の敷地内において不審火が発生した事案があり、文化財の所有者及び文化財の存する地方自治体からは、スプリンクラー及び防犯カメラ等、高額なハード整備について、より重点的な支援を求められている。

文化財は火災により、一度滅失・毀損すれば、再び回復することができないことから、文化財の価値を守るためにも防火対策は急務であることと併せて、所有者の負担をなお一層軽減するために、「重要文化財等防災施設整備事業費国庫補助要項」に規定する補助率について、引上げを図ることが必要である。

### 【提案項目】

マイナンバー（社会保障・税番号）について、制度の円滑な運営を図り、実務に携わる地方自治体の負担を軽減するため、次の措置を講じること。

- 1 新たな情報連携に係る財政措置及び各省庁通知の早期発出  
新たな情報連携の開始に伴い必要となる地方自治体のシステム改修費用について補助金等適切な財政措置を講じるとともに、データ標準レイアウト改版の確定時期に併せて、新たな情報連携に係る事務取扱い等について情報提供するよう各省庁に求めること。
- 2 特定個人情報データ標準レイアウト改版確定後修正の抑制  
改版確定後の度重なる修正は、地方自治体の負担が大きいため、こうした修正が発生しないよう事前に仕様の確認を十分に行うこと。
- 3 マイナンバー制度に係る各システムの処理性能の確保  
マイナンバーカードの発行や情報連携に係る各システムにおいて安定的な運用を行うとともに、十分な処理性能を確保すること。
- 4 マイナンバー制度に係る住民支援等に要する経費に対する財政措置  
市町村窓口において住民がマイナポータルを利用するための端末の整備経費等について、財政措置を講じること。
- 5 マイナンバーカード交付事務に関する照会回答システムの構築  
県内市町村から本県を經由して行っているマイナンバーカード交付事務に関する国への照会について、専用の照会回答システムを構築し、申請対応の迅速化及び本県・市町村の負担軽減を図ること。

### 【提案理由等】

- 1 国の方針による新たな情報連携が開始されることに伴い、地方自治体のシステム改修が必要となる場合は、補助金等による適切な財政措置が必要である。また、地方自治体における予算の確保を適切に行うため、改版の影響を受ける事務取扱いに係る情報についても、データ標準レイアウト改版の確定版と合わせて改版の前年度6月までに提供するよう各省庁に働きかけを行う必要がある。
- 2 毎年度のデータ標準レイアウトの改版作業に当たっては、「確定版」の公開後に度重なる修正が行われている（令和4年度は7回、令和5年度は5回、令和6年度は12回）。地方自治体は、修正の度に確認等の作業が必要となっており、修正範囲が大きい場合は、システム改修費用が掛かる可能性もある。改版確定後の修正が発生しないよう、事前に仕様の確認等を十分に行うべきである。

3 マイナンバーカードの重要性は日々高まっているため、マイナンバーカード関連システムについて、安定的な運用を行うとともに、十分な処理性能を確保する必要がある。

また、データ標準レイアウトの改版作業に当たっては、中間サーバーの情報連携件数に制限があるため、副本登録を数日に分けて実施しなければならない状況が続いており、地方自治体に大きな負担が強いられていることから、十分な処理性能を確保する必要がある。

4 マイナンバーカードの普及により、マイナポータルのが活用がより一層進むことが想定されることから、健康保険証としての利用及び公金受取口座に関する支援以外にも、窓口で住民がマイナポータルを利用するための端末整備費用等について、財政措置を講じる必要がある。

5 マイナンバーカード交付事務において、事務処理要領等で想定されていない事案が発生しており、市町村での判断が困難な場合は都道府県へ確認し、都道府県で判断できない場合は都道府県を通じて総務省への照会を行うこととなっている。総務省へ確認となった場合、照会フォーマットの指定もなく、総務省からの回答に時間を要しており、申請者の対応に苦慮している。

また、国外転出者のマイナンバーカード継続利用や特急発行等、新たな制度ができるたびに、このような傾向は強くなっており、今後マイナンバーカードの券面記載事項の一部見直しも予定されていることから照会の増加が懸念される。

このことから、申請対応の迅速化や照会回答に係る負担軽減のために、県内市町村や本県がシステムを通じて国へ照会し、回答を本県、県内市町村が共有できる照会回答システムを整備する必要がある。また、総務省の全国自治体から照会があった回答内容を随時FAQ等により閲覧を可能とすることで、県内市町村が本県、総務省に確認せず判断ができるようにする必要がある。